２　障害者手帳の交付を受けるには

①【身体障害者手帳】

この手帳は、身体障害者が各種サービスを受けやすくするために、一定程度以上の障害を有する方に交付されます。

＜障害の種類＞　いずれも、一定以上で永続することが要件とされています。

・視覚障害
・聴覚又は平衡機能の障害
・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
・肢体不自由
・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
・ぼうこう又は直腸の機能の障害
・小腸の機能の障害
・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
・肝臓の機能の障害

＜程　　度＞　身体障害者福祉法施行規則別表第５号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から１級から６級の等級が定められています。

（７級の障害は、単独では交付対象とはなりませんが、７級の障害が２つ以上重複する場合又は７級の障害が６級以上の障害と重複する場合は、対象となります。）

＜必要なもの＞　指定医の意見書（専用の様式かつ指定医が作成したもの）、
顔写真（横３cm×縦４cm）、個人番号がわかるもの

＜手続き窓口＞　障害福祉課 障害福祉担当
大井川市民サービスセンター 受付担当

②【療育手帳】

この手帳は、知的障害者が各種サービスを受けやすくするために交付されます。

＜程　　度＞　「Ａ」…重度、「Ｂ」…中軽度
㊟　原則として３才以上からです。

＜手続き窓口＞　障害福祉課 障害福祉担当
大井川市民サービスセンター 受付担当

㊟　交付後、次のような場合には、届出が必要です。

・手帳を紛失又は破損したとき
・新たな障害が加わったり、障害の程度が変化したとき
・氏名および住所を変更したとき
・県外又は政令市に転出するとき
・死亡したとき

③【精神障害者保健福祉手帳】

この手帳は、精神障害者の社会復帰や社会参加のために、また、各種サービスを受けやすくするために交付されます。

＜申請手続き・方法＞

手帳の有効期間は２年間です。更新時にも手続きが必要です。

申請・更新の手続きには、必要なものを持参して申請してください。

申請に必要なもの	新規申請	更新	紛失破損	等級変更	住所・氏名変更	死亡・手帳返還
医師の診断書（手帳用）又は障害年金証書	○	○		○		
印鑑	○	○	○	○	○	○
精神障害者保健福祉手帳（紛失の時は除きます）		○	○	○	○	○
顔写真（横３㎝×縦４㎝）（写真の添付を希望する方）	△	△	△	△		
個人番号がわかるもの	○	○	○	○	○	

＜手続き窓口＞　障害福祉課 障害福祉担当

大井川市民サービスセンター 受付担当

＜程　　度＞　障害程度が重い順に、１級・２級・３級となります。

病状に変化があったときは等級変更申請ができます。

＜そ　の　他＞　紛失や記載事項の変更があったときは、速やかに届け出てください。

お知らせ

焼津市内の下記の施設で、障害者手帳提示の代わりにデジタル障害者手帳「ミライロID」を利用してスマートフォンの画面を提示することで、障害者減免の適用を受けられるようになりました。

利用できる施設

焼津市総合体育館トレーニングルーム、焼津市総合体育館ランニングコース、焼津市総合グラウンド陸上競技場（個人利用のみ）、青峰プール、ディスカバリーパーク焼津天文科学館、ディスカバリーパーク焼津水夢館、焼津市総合福祉会館「ウェルシップやいづ」浴室、焼津市大井川福祉センター浴室、アクアスやいづ

㊟減免の詳細については各施設のウェブサイト等でご確認ください。

㊟利用者の年齢、居住地、障害の有無を確認するため手帳の原本等の確認を求めることがあります。

【ミライロIDとは】

株式会社ミライロが開発したデジタル障害者手帳です。手帳に記載された情報をスマートフォンの画面に表示させる機能を持つアプリです。詳しくは「ミライロID」のウェブサイトをご覧ください。（URL　https://mirairo-id.jp）